

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	町田市 地方税務事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は地方税務事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。
------	--

評価実施機関名

町田市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税務事務
②事務の概要	<p>町田市は、「地方税法」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(以下「公金受取口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務において、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 個人住民税賦課事務 その年の1月1日(賦課期日)に町田市に住所を有する者又は町田市に住所を有していないが事業所や家屋敷を有する者(以下「個人住民税課税対象者」という。)に対して確定申告書や個人住民税の申告書、給与支払報告書等の資料情報(以下「個人住民税課税資料」という。)に基づき賦課決定を行い、税額の通知を行う。</p> <p>2. 軽自動車税(種別割)賦課事務 その年の4月1日(賦課期日)に町田市を定置場とする原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を有する所有者(以下「軽自動車税(種別割)課税対象者」という。)に対して軽自動車税(種別割)申告書(報告書)、軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書、軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書や減免申請書等の資料情報(以下「軽自動車税(種別割)課税資料」という。)に基づき賦課決定を行い、税額の通知を行う。</p> <p>3. 固定資産税・都市計画税賦課事務 その年の1月1日(賦課期日)に町田市に土地、家屋又は償却資産を所有している者(以下「固定資産税課税対象者」という。)に対して、その固定資産評価額及び償却資産申告書や減免申請書等の資料情報(以下「固定資産税課税資料」という。)に基づき賦課決定を行い、税額の通知を行う。</p> <p>4. 収納・滞納管理事務 賦課された税に対する収納・還付・充当等の管理及び滞納者に対する滞納情報の管理を行う。</p> <p>5. 証明書交付事務 請求に基づき課税・非課税証明書、納税証明書、固定資産税証明の交付を行う。</p> <p>6. 情報連携事務 納税者の宛名情報の特定や突合のための共通宛名情報の管理及び税務情報を必要とする各業務への情報連携機能の管理を行う。また、番号法第9条第1項別表24の項に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(以下「行政機関等」という。)への情報照会及び税務情報提供のための中間サーバーの管理を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・税務システム・審査システム(eLTAX)・国税連携システム(eLTAX)・課税支援システム・中間サーバー・宛名システム兼連携システム・個人住民税申告ポータル・サービス検索・電子申請機能・申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

税務ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表24の項、135項 ・第9条第2項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に地方税関係情報が含まれる項(48の項) ・第1欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項 (160の項)</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	財務部市民税課、資産税課、納税課
②所属長の役職名	財務部市民税課長、資産税課長、納税課長

6. 他の評価実施機関

一
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課: 総務部 法務課 電話: 042-724-8407 FAX: 050-3085-3142
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課: 財務部市民税課、資産税課、納税課 電話: 042-724-2114(市民税課)、042-724-2116(資産税課)、042-724-2121(納税課) FAX: 050-3085-6084
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年11月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年11月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠	町田市情報セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。
-------	---

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[○] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<p>[]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・税務システム ・地方税ポータル(eLTAX)システム ・コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務システム ・審査システム(eLTAX) ・国税連携システム(eLTAX) ・コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム ・軽自動車検査情報市区町村提供システム <p>【変更箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地方税ポータル(eLTAX)システム」を「審査システム(eLTAX)」及び「国税連携システム(eLTAX)」に分けて記載 ・「軽自動車検査情報市区町村提供システム」を追加 	事前	重要な変更に該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う
平成29年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)別表第1の16項(地方税法)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)別表第1の16項(地方税法) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第16条	事後	根拠となる主務省令の追加記載をするという形式的な変更であるため重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (省略)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (省略) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2における情報提供の根拠 (省略) ・別表第2における情報照会の根拠 (省略) 【変更箇所】 別表第2における情報提供の根拠に38及び85の2を追加。また、主務省令の該当条文を追加。	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
平成29年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	櫻井 敦、勝又 一彦、吉田 公生	櫻井 敦、荻野 雅巳、田代 章憲	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・税務システム ・審査システム(eLTAX) ・国税連携システム(eLTAX) ・コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム ・軽自動車検査情報市区町村提供システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務システム ・審査システム(eLTAX) ・国税連携システム(eLTAX) ・コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム <p>【変更箇所】 ・「軽自動車検査情報市区町村提供システム」を削除</p>	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(省略)</p> <p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第2における情報提供の根拠 <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第2における情報提供の根拠 <p>(省略)</p> <p>【変更箇所】 改正後の主務省令の該当条文に変更した。</p>	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	櫻井 敦、勝又 一彦、吉田 公生	河井 康雄、星野 中、田代 章憲	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	河井 康雄、星野 中、田代 章憲	(廃止)	事後	様式変更に伴い記載事項が削除されたため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	(新規)	財務部市民税課長、資産税課長、納稅課長	事後	様式変更に伴い記載事項が追加されたため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	IV リスク対策		追加	事後	様式変更に伴い記載事項が追加されたため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	(省略) 2. 軽自動車税賦課事務 その年の4月1日(賦課期日)に町田市を定置場とする原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を有する所有者(以下「軽自税課税対象者」という。)に対して軽自動車税申告書(報告書)、軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書、軽自動車税廃車申告書兼標識返納書や各種報告書等(以下「軽自税課税資料」という。)に基づき賦課決定を行い、税額の通知を行う。 (省略)	(省略) 2. 軽自動車税(種別割)賦課事務 その年の4月1日(賦課期日)に町田市を定置場とする原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を有する所有者(以下「軽自動車税(種別割)課税対象者」という。)に対して軽自動車税(種別割)申告書(報告書)、軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書、軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書や各種報告書等(以下「軽自動車税(種別割)課税資料」という。)に基づき賦課決定を行い、税額の通知を行う。 (省略)	事前	重要な変更に該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う
令和2年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・税務システム ・審査システム(eLTAX) ・国税連携システム(eLTAX) ・コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム	・税務システム ・審査システム(eLTAX) ・国税連携システム(eLTAX) ・課税支援システム ・給報OCRシステム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム	事前	重要な変更に該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (省略)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)(省略) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2における情報提供の根拠 (省略) ・別表第2における情報照会の根拠 (省略) 【変更箇所】 別表第2における情報提供の根拠に20及び53を追加。また、主務省令の該当条文を追加。	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
令和2年9月30日	II 1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	令和1年11月20日時点	事後	
令和2年9月30日	II 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	令和1年11月20日時点	事後	
令和4年3月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:財務部市民税課、資産税課、納税課 電話:042-724-2114(市民税課)、042-724-2116(資産税課)、042-724-2122(納税課) FAX:050-3085-6084	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:財務部市民税課、資産税課、納税課 電話:042-724-2114(市民税課)、042-724-2116(資産税課)、042-724-2121(納税課) FAX:050-3085-6084	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 -別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (省略) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 -別表第2における情報提供の根拠 (省略) -別表第2における情報照会の根拠 (省略)</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 -別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (省略) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 -別表第2における情報提供の根拠 (省略) -別表第2における情報照会の根拠 (省略)</p> <p>【変更箇所】 番号法第19条第7号を第19条第8号に変更 別表第2における情報提供の根拠に30を追加。 主務省令の該当条文を追加、修正。</p>	事後	根拠となる主務省令の追加記載等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	町田市は、「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務において、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。	町田市は、「地方税法」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(以下「公金受取口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務において、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。	事前	重要な変更に該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う
令和5年3月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		101項	事前	重要な変更に該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) ・別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項) <p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第2における情報提供の根拠 第1条第2号口、第2条第7号口、第2条第8号口、第2条第10号口、第2条第11号口、第2条第12号、第2条第13号、第2条第14号、第2条第15号、第2条第16号、第2条第17号口、第3条第8号口、第3条第9号口、第3条第11号口、第3条第12号口、第3条第13号、第3条第14号、第3条第15号、第3条第16号、第3条第17号、第4条第2号口、第6条第4号、第6条第5号イ、第6条第6号イ、第6条第7号イ、第6条第8号イ、第6条第9号、第6条第10号、第6条第11号、第6条第12号、第6条第13号、第7条第1号イ、第7条第2号口、第7条第3号口、第7条第4号イ、第7条第5号イ、第8条第1号二、第8条第2号二、第10条第1号口、第10条第3号口、第10条第4号口、第10条第5号イ、 	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、103、106、107、108、113、114、116、117、120、121の項) ・別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項) <p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第2における情報提供の根拠 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、 	事前	重要な変更に該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日		<p>(続き)</p> <p>第12条第1号口、第12条第2号イ、第12条第3号イ、第12条第4号口、第12条第6号イ、第12条第7号、第12条第8号口、第13条第1号イ、第13条第2号ハ、第14条第3号ハ、第16条第1号、第19条第1号カ、第20条第1号、第20条第4号、第20条第10号イ、第21条第7号、第22条第1号ハ、第22条の3第1号イ、第22条の3第3号、第22条の3条第4号、第22条の3条第7号イ、第22条の3第8号、第22条の3第9号、第22条の3第10号、第22条の3第11号、第22条の4第1項第2号ハ、第23条第2号、第24条第2号、第24条の2第3号口、第24条の2第4号口、第24条の2第9号口、第24条の2第10号口、第24条の2第11号、第24条の2第12号、第24条の2第13号、第24条の2第14号、第24条の2第15号、第24条の3第1号、第25条第1号、第25条第2号口、第25条第3号口、第25条第6号、第25条第7号イ、第25条第11号、第25条第12号、第25条第13号、第25条第14号、第25条第15号、第25条第16号、第26の3条第1号イ、第26の3条第3号イ、第27条第3号ハ、第28条第1号ニ、第31条第1号ニ、第31条第3号、第31条第3の2号、第31条第5号ニ、第31条第6号ニ、第31条の2第4号口、第31条の2第5号口、第31条の2第10号口、第31条の2第11号口、第31条の2第12号、第31条の2第13号、第31条の2第14号、第31条の2第15号、第31条の2第16号、第31条の3第1号、第32条第1号口、第32条第2号口、第33条第4号、第34条第1号、第34条第2号、第34条第3号、第35条第3号、第36条第1号イ、第36条第2号イ、第36条第3号、第37条第1号イ、第37条第3号、第38条第1号イ、第38条第2号、第38条第3号、第39条第3号、</p>	<p>(続き)</p> <p>第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、 第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、 第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日		<p>(続き)</p> <p>第40条第1号イ、第40条第3号イ、第43条第1号イ、第43条第2号口、第43条第3号口、第43条第5号口、第43条第8号、第43条第9号、第43条第10号、第43条第11号、第43条第12号、第43条第13号、第43の3条第1号、第43の4条第1号ハ、第44条第1号カ、第44条の3第1号、第45条第1号、第47条第2号ハ、第47条第3号ハ、第47条第4号ハ、第47条第5号ハ、第47条第6号ハ、第47条第7号ハ、第47条第8号ハ、第47条第9号ハ、第47条第10号ハ、第47条第11号ハ、第47条第12号ハ、第47条第13号ハ、第47条第14号ハ、第47条第15号ハ、第47条第16号ハ、第47条第17号ハ、第47条第18号ハ、第47条第20号ハ、第47条第21号ハ、第47条第24号ハ、第49条第1号イ、第49条第3号イ、第49の2条第1号、第50条第2号イ、第50条第3号、第50条第4号、第51条第2号イ、第51条第3号、第51条第4号、第53条第1号ヘ、第53条第2号六、第53条第3号二、第53条第4号、第53条第5号口、第54条第1号口、第54条第4号口、第54条第5号、第55条第1号口、第55条第6号イ、第55条第7号イ、第55条第9号イ、第55条第10号口、第55条第11号口、第58条第1号口、第58条第2号口、第59条第1号、第59条の2の2第1号、第59条の2の2第6号口、第59条の2の3第1号、第59条の3第1号二、第59条の3第2号二、第59条の2の4 •別表第2における情報照会の根拠 第20条第1号、同条第2号イ及び口、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第8号</p>	<p>(続き)</p> <p>第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、 第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 •別表第2における情報照会の根拠 第20条、第59条の4</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	<p>町田市個人情報保護条例 第1条 この条例は、市民が自己に関する個人情報の主体であることにかんがみ、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより個人情報を保護し、もって市民の基本的人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的とする。</p> <p>町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。</p>	<p>町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。</p>	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更に該当しない
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(省略) 番号法第9条別表第1 (省略)	(省略) 番号法第9条第1項別表24の項 (省略)	事後	番号法等一部改正法の施行に伴う、法令上の根拠の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(省略) ・第9条(利用範囲)別表第1の16項(地方税法)、101項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第16条	・第9条第1項別表24の項、135項 ・第9条第2項	事後	番号法等一部改正法の施行に伴う、法令上の根拠の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 -別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (省略)</p> <p>-別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項) 第1欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項(121の項)</p> <p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 -別表第2における情報提供の根拠 (省略) -別表第2における情報照会の根拠 (省略)</p>	<p>【情報提供の根拠】 -番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)</p> <p>【情報照会の根拠】 -番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に地方税関係情報が含まれる項(48の項) -第1欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項(160の項)</p>	事後	番号法等一部改正法の施行に伴う、法令上の根拠の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	担当課: 総務部 市政情報課	担当課: 総務部 法務課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		追加	事後	様式変更に伴い記載事項が追加されたため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・税務システム ・審査システム(eLTAX) ・国税連携システム(eLTAX) ・課税支援システム ・給報OCRシステム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務システム ・審査システム(eLTAX) ・国税連携システム(eLTAX) ・課税支援システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム ・個人住民税申告ポータル ・サービス検索・電子申請機能 ・申請管理システム 	事前	重要な変更に該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う